

川崎市環境局緊急工事取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模地震及び台風などの風水害等（以下「災害等」という。）による設備機器の故障又は損耗等による突発的な故障が発生し、その復旧に期間を要することで市民生活への影響が生じる場合において、環境局が発注する緊急工事（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく随意契約による工事をいう。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(緊急工事)

第2条 この要綱における緊急工事の対象は、処理センター、資源化处理施設、生活環境事業所その他これらに類する施設（以下「廃棄物処理施設等」という。）において、安定稼働の確保及び円滑な収集業務継続のため緊急に施工しなければならない工事のうち、極めて緊急度が高く、競争入札に付する時間的余裕がない場合であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災害等に伴い、緊急に復旧を要する応急又は本復旧工事
- (2) 設備機器の故障により、市民生活等への重大な影響（職員の安全衛生等の影響が市民生活等へ重大な影響を与える場合などを含む）を回避するため、2か月以内に復旧を要する本復旧工事

(対象設備)

第3条 この要綱における緊急工事の対象設備は次の各号に掲げる設備のことをいう。

- (1) プラント各種設備
- (2) 電気設備、給排水設備、衛生設備
- (3) 建物及び土木構造物

(緊急工事の検討)

第4条 施設部長は、緊急工事の実施について、廃棄物処理施設等から報告された故障状況から、工事内容、履行場所、工期、費用等を迅速かつ適切に調査し、緊急工事事前連絡書（第1号様式）を作成のうえ、環境局長へ報告するものとする。

- 2 環境局長は、前項を踏まえて、緊急工事を発注することとなる場合には、財政局長に対し、緊急工事事前連絡書（第1号様式）を提出し、承諾を得るものとする。

(業者選定)

第5条 環境局長は、緊急工事を実施するときは、工事の緊急度や施工業者の体制等を勘案し、施工業者を適切に選定しなければならない。なお、協定を締結しているプラントメーカーや市内団体については、平常時において、プラントメーカー及び会員企業の情報提供を受け、施工業者を円滑に選定できるように努めるものとする。

- 2 環境局長は、次のいずれかに該当するものの中から施工業者を選定するものとする。

- (1) 廃棄物処理施設等のプラントメーカーであり、市との間で、「川崎市環境局 廃棄物処理施設の災害時における応急措置の協力に関する協定」を締結していること
- (2) 市との間で、「災害時における応急対策を行うための協力に関する協定書」を締結している団体に所属しており、当該団体から推薦を受けていること
- (3) 前各号を除き、環境局長が認める者

3 環境局長は、前項の施工業者の選定に際しては、次の事項を勘案するものとする。

- (1) 川崎市工事請負有資格業者名簿に登録されていること
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
 - (3) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
 - (4) 市内団体から推薦された会員企業については、原則として所在地が工事場所の近隣区域であること
 - (5) 施工業者の施工体制及び施工実績
 - (6) 早期かつ確実な施工の観点から契約の相手方として最も適していること
- (緊急工事の決裁)

第6条 環境局長は、前条に規定する業者の選定後、次の事項を記した緊急工事施行書（第2号様式）及び緊急工事発注書（第3号様式）を作成し、財政局長に合議のうえ決裁するものとする。

- (1) 工事件名
- (2) 履行場所
- (3) 工事概要
- (4) 指名業者依頼年月日
- (5) 指名業者名及び代表者名、住所、連絡先
- (6) 予算科目
- (7) 緊急工事で行う理由及び随意契約理由

2 前項の決裁の際『環境局指名業者選定及び推薦委員会』で業者の選定の承認を受けた推薦業者通知書を添付するものとする。

(緊急工事の発注)

第7条 環境局長は、前条により施工業者として決定した者（以下「請負業者」という。）に対し、緊急工事発注書（第3号様式）により、緊急工事の施工を依頼するものとする。

2 請負業者は、前項の依頼を受けた後、速やかに緊急工事請書（第4号様式）を作成するとともに、工事着手届及び必要な書類を作成し、環境局長に届け出なければならない。

3 環境局長は、前項の規定に基づき、請負業者から緊急工事請書（第4号様式）の提出を受けたときは、財政局長に対し、報告するものとする。

(設計書の作成等)

第8条 環境局長は、緊急工事を発注する場合は、被災状況や工事の緊急度を踏まえて工事内容を検討し、発注の前に設計図書その他の作成を要することなく、工事の依頼を行うことができる。

2 環境局長は、別に定める積算基準、単価表その他の資料に基づき、速やかに工事費の積算を行い、財政局長に対し、緊急工事の契約金額の合意に係る手続の実施について、履行期限の2週間前までに依頼するものとする。

(特に緊急を要する場合)

第9条 この要綱に定める様式について、発災後、特に緊急を要する場合には、書面の作成を省略し、事後に作成することができる。なお、この場合であっても、速やかに書面の作成を行うものとする。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めのない事項については、川崎市契約規則（昭和39年4月1日規則第28号）及び関係法令によるほか、環境局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

年 月 日
第 号

緊急工事事前連絡書

財 政 局 長 様

環 境 局 長

次の工事について、廃棄物処理施設等の安定稼働の確保及び収集業務の継続にあたり、緊急に復旧しなければ著しく支障があり、競争入札に付することができないことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 5 号に基づく緊急工事により発注したいので、御配慮いただきますようお願いいたします。

施 設 名	
件 名	
履 行 場 所	
工 事 概 要	
予 定 工 期	
随意契約理由	

緊急工事施行書

年 月 日

件名				
履行場所				
工事概要				
指名業者依頼年月日	年 月 日			
指名業者	TEL			
予算科目	款	項	目	節
備考	緊急工事で行う理由及び指名業者の選定については 随意契約理由書のとおり			

緊急工事発注書

様

川崎市長

次の工事について、依頼します。

年度

1 件 名

2 履 行 場 所

3 予 定 工 期 年 月 日 から

年 月 日 まで

4 工 事 概 要

5 契 約 金 額 別途、予定価格作成のうえ、見積により決定する。

6 契 約 保 証 金 川崎市契約規則第33条第5号により免除

7 その他事項 ☐ 仕様書等別紙 ☐ 標準仕様書適用 ☐ 直接指示

8 不 適 合 責 任 引渡日から 1 年

上記により、川崎市契約規則に定める条項及び頭書記載の内容をもって期限内に
工事を完成させることを依頼します。

年 月 日

(第4号様式)

施設整備課					契約課				
担任	係長	担任	係長	課長補佐	課長	担任	係長	担当課長	課長

緊急工事請書

収入印紙欄

年度

- 1 件 名
- 2 履 行 場 所
- 3 予 定 工 期 年 月 日 から
年 月 日 まで
- 4 契 約 金 額 別途、予定価格作成のうえ、見積により決定する。
- 5 契 約 保 証 金 川崎市契約規則第33条第5号により免除
- 6 そ の 他 事 項 ☐ 仕様書等別紙 ☐ 標準仕様書適用 ☐ 直接指示
- 7 不 適 合 責 任 引渡日から 1 年

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

請 負 人

住 所

商号 又は 名称

代 表 者 名

印

請負者⇒川崎市

(第5号様式)

收入印紙欄

合 意 書

川崎市と
は、
年 月 日付け緊急工事
請書に定める
工事について、契約金額を
金 円（消費税額及び地方消費税額 円を含
む。）とすることに合意する。

年 月 日

発注者 川崎市
川 崎 市 長 印

受注者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

請負者⇔川崎市